

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 18 年 3 月 31 日まで

基 発 0 6 2 5 第 6 号
年 管 発 0 6 2 5 第 1 号
令 和 7 年 6 月 2 5 日

都道府県労働局長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省労働基準局長
厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公 印 省 略）

社会保険労務士法の一部を改正する法律の公布等について

社会保険労務士法の一部を改正する法律については、第 217 回通常国会において令和 7 年 6 月 18 日に可決成立し、本日、令和 7 年法律第 77 号として公布されたところである（以下この法律を「改正法」という。）。

改正法は、一部の規定を除き、公布の日から施行される。改正の趣旨及び概要を了知するとともに、その施行に当たっては下記第 3 に留意の上、遺漏なきを期されたい。

なお、都道府県社会保険労務士会に対しては、全国社会保険労務士会連合会を通じて周知される予定である。

記

第 1 改正の趣旨

社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）は、制定以降 8 度にわたり改正が行われてきたところであるが、急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い働き方が多様化する中で、社会保険労務士が担う業務や役割の重要性が飛躍的に高まっており、このような状況を踏まえ、社会保険労務士の現在の業務や役割に相応しい規定を整備するため、下記第 2 のとおり改正が行われたものである。

第 2 改正の概要

1 社会保険労務士の使命に関する規定の新設（第 1 条関係）

社会保険労務士法の目的規定を改め、社会保険労務士の使命規定として、

「社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする」旨の規定を設けたこと。

2 労務監査に関する業務の明記(第2条第1項第3号関係)

社会保険労務士の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る「法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査すること」が含まれることを明記したこと。

3 社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備(第2条の2関係)

社会保険労務士が裁判所にもともに出頭し陳述をすることができることとされている弁護士の地位について、「訴訟代理人」を「代理人」に改めたこと。

4 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記(第26条関係)

- (1) 社会保険労務士でない者が用いてはならないこととされている、社会保険労務士に類似する名称に、「社労士」が含まれることを明記したこと。
- (2) 社会保険労務士法人でない者が用いてはならないこととされている、社会保険労務士法人に類似する名称に、「社労士法人」が含まれることを明記したこと。
- (3) 社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会でない団体が用いてはならないこととされている、社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会に類似する名称に、「社労士会」及び「全国社労士会連合会」が含まれることを明記したこと。

5 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、上記4は公布の日から起算して10日を経過した日から、上記3は令和7年10月1日から施行することとしたこと。(附則第1条関係)
- (2) その他所要の規定を整備したこと。

第3 施行に当たっての留意事項

1 労務監査に関する業務の明記について

改正法により、社会保険労務士法第2条第1項第3号の業務に、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項に係る「法令並びに労働協約、就業規則及び労働

契約の遵守の状況を監査すること」、いわゆる「労務監査」が含まれることが明記されたが、これは、社会保険労務士が従前から行っている「労務監査」に関する業務が、同号に規定する相談・指導業務に含まれることを明記したものであり、社会保険労務士の行う相談・指導業務の範囲について拡大又は縮小したものではないこと。

2 裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備について

改正法により、社会保険労務士が非訟事件手続においても、裁判所において、補佐人として、弁護士である代理人とともに出頭し、陳述できることとなるが、その業務の範囲は「事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項」に限定されることに変更はなく、また弁護士とともに出頭するという形式に変更が加えられるものではないこと。

3 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記について

改正法により、類似名称に「社労士」が含まれることが明記されたが、従来から社会保険労務士法第 26 条の「これに類似する名称」には「社労士」が該当するものと取り扱っており、同法第 33 条の罰則の適用に当たっては、その取扱いに変更を加えたものではないこと。

4 その他

法案審議の過程において、一部の社会保険労務士の不適切な行為等に対する指摘がなされたところである。改正法第 1 条に「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」に資することが社会保険労務士の使命として規定されたことも踏まえ、引き続き、社会保険労務士及び社会保険労務士法人による不正事案を把握した場合には、懲戒処分の適正かつ厳格な実施のため、関係者に対し事実関係の聴取を確実に実施すること等により適切な調査を実施するとともに、不適切な情報発信を行っている旨の情報に接した場合には、都道府県社会保険労務士会とも連携し、所要の措置を講じること。